

構造改革特別区域基本方針の一部変更について

平成 17 年 9 月 6 日
閣 議 決 定 案

構造改革特区の第 5 次提案に基づき新たに特区において講ずることが可能となる規制の特例措置等を決定した「構造改革特区の第 5 次提案に対する政府の対応方針」（平成 16 年 9 月 10 日構造改革特別区域推進本部決定）及び第 6 次提案に基づき新たに特区において講ずることが可能となる規制の特例措置等を決定した「構造改革特区の第 6 次提案に対する政府の対応方針」（平成 17 年 2 月 9 日構造改革特別区域推進本部決定）等を踏まえ、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 3 条第 3 項に基づき、構造改革特別区域基本方針（平成 15 年 1 月 24 日閣議決定）の一部を次のように変更する。

1. 別表 1 中「509」の次に「510」及び「511・929」を、「821(801-1)」の次に「822」を、[別紙 1](#)のとおり追加する。
2. 別表 1 中「410」、「932」、「1211」を、[別紙 2](#)のとおり改める。
3. 別表 1 中「405」、「406」、「509」、「702」、「706」、「803(818)」、「805」、「807」、「823」、「831」、「914」、「921」、「1001」、「1002」、「1005」、「1006」、「1202」を、削除する。
4. 別表 2 中「405」、「406」、「410」、「509」、「702」、「706」、「803(818)」、「805」、「807」、「823」、「831」、「914」、「921」、「1001」、「1002」、「1005」、「1006」、「1202」、「1211」を、[別紙 3](#)のとおり改める。